

第4次鳥取県幼児教育振興プログラム 遊びきる子ども（案）〔概要版〕

～遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ～

県教育委員会では、平成16年5月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を策定、平成25年3月には鳥取県のめざす子どもの姿を「遊びきる子ども」とし、令和元年11月に策定した現行の「鳥取県幼児教育振興プログラム」により、幼児教育の充実に向け取組を推進してきました。このプログラムは、今後の本県の幼児教育の方向性ととも、県・県教育委員会、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等が果たす役割、具体的な取組等を示すものです。

現行プログラムの運用から5年以上経過する中で、子どもを取り巻く環境の変化や様々な課題が見えてきたことから幼保小連携・接続等の取組を一層推進し、本県の幼児教育をより充実したものにするため、プログラムを改訂することとしました。

1 改訂の趣旨

- ・増加する自然災害や世界的な感染症等のリスクへの対応、少子・高齢化やグローバル化、AI等の技術革新のさらなる進展等、社会の変化が急激に進む中、これからの社会に生きる子ども達はこれまで以上に力強く生きていく力が求められ、幼児期からの質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。
- ・令和4年3月31日に文部科学省から幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）の教育の充実を図り、全ての子どもの学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が示され、架け橋期のカリキュラム（*）の検討・開発に向けた取組を推進することが示されました。
- ・また、こども基本法の施行（令和5年4月）、鳥取県教育振興基本計画の改定（令和6年3月）など様々な状況を踏まえ、子ども一人一人の多様な個性や能力をとらえながら健やかな成長を支え、小学校等への円滑な接続を推進することが一層重要となっています。このようなことを踏まえ、本県のめざす子どもの姿「遊びきる子ども」の育成をめざすため改訂することとしました。

* 架け橋期のカリキュラムとは

幼保小が相互理解を深めるために、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、幼保小が協働して作成するものです。



2 鳥取県の現状と課題

子どもの育ちの変化	多様な人と触れ合う機会の減少等から、子どもたちのコミュニケーションの苦手さ、運動能力の低下、生活習慣の乱れ等、子どもの育ちの変化が課題となっており、幼児教育の質の向上、保育者の資質・能力の向上及び園での育ちを小学校等へ引き継ぐことがさらに重要となっています。
家庭教育の難しさ	社会が急激に変化する中、核家族化、少子・高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルや就業状況の変化などにより、子育て・親育ちを支える人間関係が弱まり、家庭教育が困難になっている状況があります。また、子育てへの不安や孤立感があるなど、保護者同士の関係づくりも難しくなっています。一時預かりや病児・病後児保育などを含めた保育環境の充実、園や地域での子育て支援が重要となっています。
子どもを取り巻く環境の変化	インターネットの急速な普及等子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもが自然の中で体験活動をする機会が減少しています。子どもたちが心豊かにたくましく成長し、「生きる力」を育むためには、子どもの頃から、地域の豊かな自然や文化・伝統との触れ合い等、地域資源を活用した体験活動の充実や自然体験を行うことが重要です。
保育者を取り巻く現状	子どもや保護者に寄り添い、関わる姿があると共に、県がめざす「遊びきる子ども」を育むことを意識した実践を進める保育者が増えています。一方、保育現場での人材不足が大きな課題となっており、保育人材の養成、確保及び定着が求められています。



このような現状と課題を踏まえ、5つの推進の柱「幼児教育の質の向上」「保育者の資質・能力の向上」「小学校教育との連携・接続推進」「子育て・親育ち支援の充実」「地域とともにある幼児教育の推進」に取り組むことを通して、鳥取県のめざす子どもの姿「遊びきる子ども」を育みます。



3 めざす子どもの姿

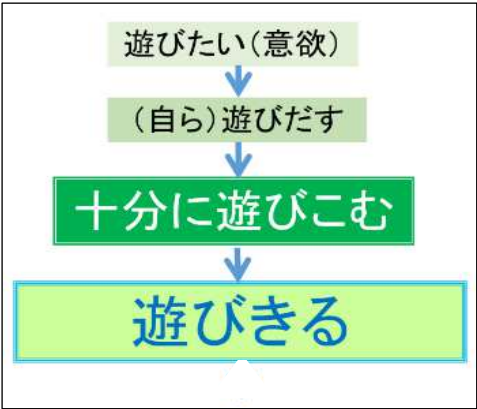
遊 び き る 子 ど も

学びの基礎づくり

豊かな人間性の醸成

健康な体づくり

「遊びきる」とは、一人一人が、試行錯誤したり、挑戦したりする中で、自己発揮をし、様々な葛藤体験を乗り越えながら友達と関わって**十分に遊びこみ、満足感や達成感を味わうことができている状態**であると捉えます。鳥取県の園においては、友達との集団生活を通して、「遊びきる子ども」を育てていくことをめざします。



遊びの楽しさは、子どもが**遊びたい**という意欲から、自ら**遊びだす**ことで始まります。自発的な活動としての遊びが充実し、遊びに集中する中で、保育者や友達に自分の思いを伝えたり、考えを表現したりしながら**遊びこむ**ことで、遊びの楽しさやおもしろさが深まったり広がったりしていきます。十分に遊びこむことが**遊びきる**ことにつながり、遊びきることで心地よい満足感や達成感を味わっていきます。

この満足感や達成感といった自己充実感が自信となり、新たな遊びのイメージや見通し、エネルギーを生み出すことにつながります。このような遊びの繰り返しが、非認知能力等、義務教育以降の学びの土台となる力を育むこととなります。

遊びの中の学び

遊びは、乳幼児期にふさわしい活動の在り方であり、遊びを通して、たくさんの学びが生まれます。そのため、保育者は、子どもの自発的な活動である遊びを十分に確保することが大切です。そして、遊びの中で、子どもが身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、子どもと共によりよい教育環境を創造するよう努めていきます。

砂を触ったり、落としたり、固めたり、並べたりする中で、遊びのイメージを広げる。

砂を運んだり、全身を使って掘ったりすることを繰り返し、進んで体を動かす楽しさを味わう。

友達の遊びを真似たり、一緒に遊ぶ方法を話し合ったりすることで、人と関わる楽しさに気付く。



共通の目的に向かって、友達と協力して取り組む楽しさを味わう。

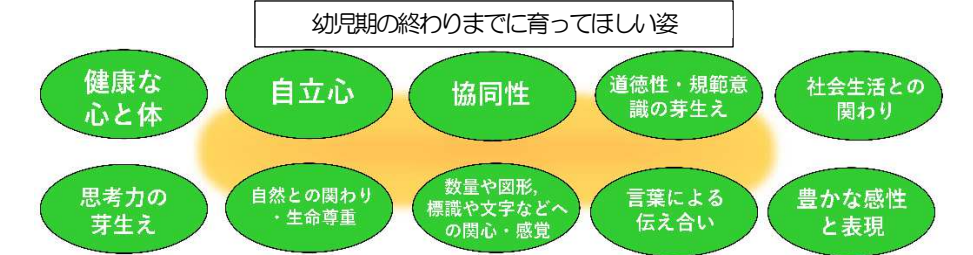
遊びに使った道具の片付けをすることで、きまりを守る気持ちよさを感じる。

砂の色の違いや性質に気付き、試したり、工夫したりする。

団子の数を数えたり、大きさを比べたりして、数量や図形などに興味をもつ。

幼児期の学びはつながっています

幼児期に遊びを通して身に付けた力は、小学校以降の創造的な思考や主体的な生活等の基礎となっています。小学校等においては、学びをゼロからスタートするのではなく、その力を生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもの資質・能力を伸ばしていきます。



幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、到達目標ではなく、育ちの方向性を示すものであり、保育者が指導を行う際に留意するものであると同時に、小学校等の教職員にとっても児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうようにするための教育活動の手がかりとなります。

4 「遊びきる子ども」の育成に向けた5つの推進の柱と基本方針・目標



柱1 幼児教育の質の向上

質の高い幼児教育が大切です

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等並びに小学校等と連携しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

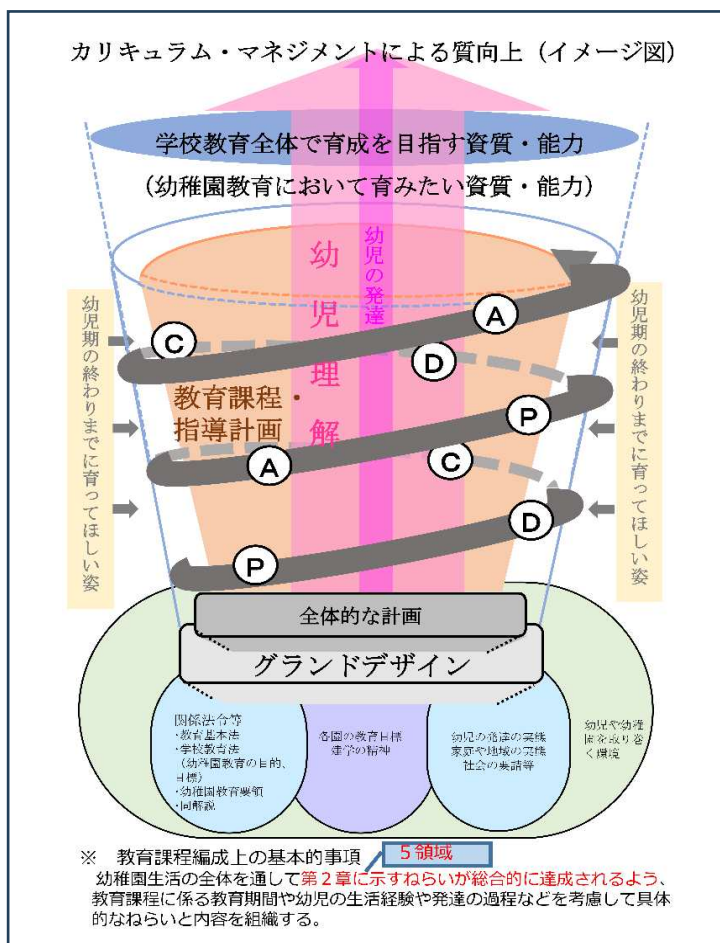
基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解と実践

鳥取県幼児教育推進研究協議会等研修会の開催、担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援等の取組を通して、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達の特性に応じた教育・保育の推進をめざします。

目標② 教育・保育内容の充実

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して「遊びきる子ども」を育てるために、グランドデザイン(*)、全体的な計画、指導計画等の作成・編成、活用等、カリキュラム・マネジメント(組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図ること)の確立のための支援、園内の研修体制づくり等に取り組み、教育・保育内容の充実を図ります。



* グランドデザインとは

各園が教育目標に対する教育方針やその特色等、園経営の理念や、その全体構想を家庭や地域と共有するために作成するものです。

幼児教育において育てたい資質・能力が育まれた具体的な姿が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であり、これを念頭に置きながら、幼児を理解し、また教育課程の編成や指導計画の作成をしていきます。PLAN (計画)、DO (実践)、CHECK (評価)、ACTION (改善) といったPDCAサイクルの好循環を通して、組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図ります。

目標③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

幼児教育の質の向上のために、PDCAサイクルに基づいた積極的な学校評価・園評価の実施、評価の結果に基づいた全体的な計画及び指導計画等の見直し・改善等に取り組み、実践を常に振り返り、教育・保育の充実・改善につながる評価の実施を推進します。

基本方針（２） 幼児教育における環境の充実

目標① 幼児教育における環境の整備・改善

幼稚園・認定こども園・保育所等が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、鳥取県保育士・保育所支援センターを中心とした保育人材確保のための取組の実施、保育者等や保護者の負担軽減につながるICTの活用の支援等に取り組み、幼児教育における環境の整備・改善に努めます。

県内の保育現場では、保育人材不足が課題となっています。

県と鳥取短期大学は、締結した協定をもとに、連携・協力して県内の保育人材の養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上を図っています。

また、鳥取県保育士・保育所支援センター（とりっぼ）を中心とした保育人材確保のための取組（若者への魅力発信、潜在保育士等の就職支援、現役保育士等の離職防止、職場環境改善、修学資金貸付等）を実施しています。



「とりっぼ」では、中学生・高校生や潜在保育士を対象に、保育体験の機会を設けています。



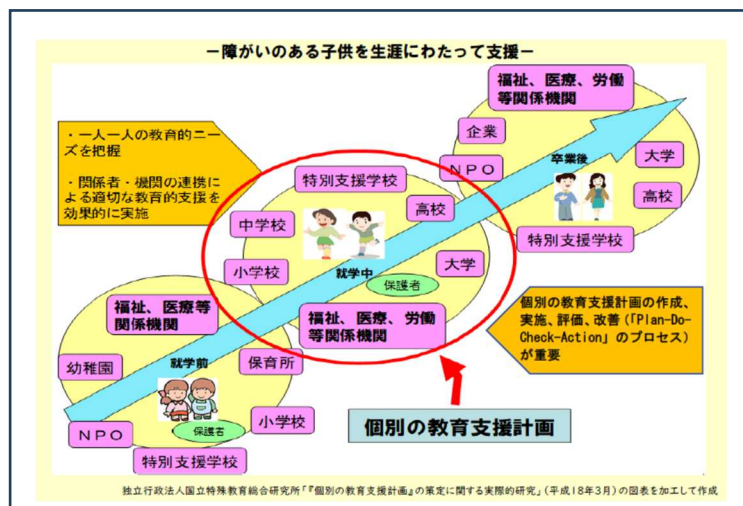
基本方針（３） 特別な配慮を必要とする子どもへの教育の推進

目標① 支援体制の整備・充実

特別な配慮を必要とする子どもの「切れ目のない」支援の充実を図るために、特別支援教育に関する研修会の開催、地域における教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局・機関との連携・協働を円滑にするためのネットワークの構築等に取り組み、園内外の支援体制整備を進めます。

目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携・協働

個別の教育支援計画（＊１）、個別の指導計画（＊２）等の作成・活用する方法に関する研修会の開催、保護者との信頼関係を築き、全保育者等による組織的な支援に取り組むことを通して、長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や教育・保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、切れ目のない指導・支援の充実を進めます。



＊１ 個別の教育支援計画とは

長期的な視点に立ち、家庭や福祉、医療等の関係機関と連携し、園や学校が中心となって作成するものです。

＊２ 個別の指導計画とは

園や学校が責任を持って作成し、指導内容・方法を明確に示すものです。



柱2 保育者の資質・能力の向上

専門性の向上が大切です

保育者は、「遊びきる子ども」の育成をめざすため、幼児教育の専門家としての確かな力量を備えなければなりません。そのため、経験年数や園の課題等に応じた効果的な研修を推進し、幼児教育の質の向上に努める必要があります。保育者の研修を更に充実し、資質・能力及び専門性を高めることにより、質の高い幼児教育をめざします。

基本方針（1）研修体制の整備

目標① 体系的な研修計画の整備・充実

「鳥取県保育者キャリアガイドライン」(*)を活用した研修の実施等、役割や経験年数等に応じて保育者に求められる資質・能力を明確化し、目標に照らした効果的な研修ができるよう研修内容を体系的に整理して示すなど研修体系を整え、その充実に努めます。

鳥取県保育者キャリアガイドライン
～「遊びきる子ども」の育成をめざして～

鳥取県幼児教育センター
鳥取県子育て王国課

正規職員

観点 キーワード	キャリアステージ	キャリアスタート期 (保育者養成完結期・採用期)	育成期 (採用～5年)	向上期 (6年～10年)	充実期		
		保育者として求められる資質・能力の素地を身に付けている。	保育者としての必要な基礎的 素養・指導技能を身に付け、 実践的指導力を身に付けると ともに、園組織の一員として の自覚を高める。	育成期の経験をもとに、保育 実践や学級経営の専門的知識・ 技能を習得するとともに、個 人分野の開発と実践的指導力 の向上及び視野の拡大を図る。	向上期の経験をもとに、職 業から園運営等に積極的に参 画するとともに、ミドルリー ダー的立場としての力量及び マネジメント力を高める。	充実期前期 (11年～15年)	充実期後期 (16年以上)
素 養	鳥取県のための保育者意識	理解力、教育的愛情	幼児に対する深い理解と教育的愛情を有している。				
		専門的知識・技能、指導力	幼児教育等に関する専門的な知識・技能と実践的な指導力を有している。				
		創造力、対応能力	課題解決に向けた柔軟な発想と対応能力を有している。				
		自覚、協調性、倫理観 教養、人権意識	組織の構成員としての自覚と協調性を有するとともに、保育者としての倫理観、及び法令遵守の精神を有している。 社会人としての豊かな教養、優れた人権意識を有している。				
幼 児 育	幼児の発達等の理解	幼児の発達の理解 幼児の興味・関心の把握 幼児のよさや可能性等の理解	幼児期の発達について基礎的 知識を習得している。	幼児の興味・関心を把握し、 幼児のよさや可能性等の理解 の基に必要な体験を考えてい る。	保護者の願いや思いを受け止 め、職員と連携を図りながら、 幼児一人一人の発達を理解し 必要な体験を考えている。	幼児の発達に応じた保育につ いて職員と共有し適切な援助 を行っている。	幼児の発達に応じた保育につ いて、職員へ適切な支援・助 産を行い、園全体の保育・保 育の質を向上させている。
	特別な配慮を必要とする幼児への理解と支援	幼児の実態（特性や教育的ニーズ）の把握 「個別の教育支援計画」 「個別の発達計画」等の	特別支援教育の目的や意義について理解している。 園が抱える基礎的知識を習得している。	幼児の実態について把握し、 「個別の教育支援計画」 「個別の発達計画」等を作成し、 職員と共有するとともに、幼 児	幼児の実態について多面的に 把握し、「個別の教育支援計 画」 「個別の発達計画」等を 作成・共有し、幼児や保護者	関係機関との連携 への理解や関わり を深め、職員と共有し、 園や保護者に対し、 特別な配慮が必要な幼児やそ	特別な配慮が必要な幼児やそ の育成に努めている。

保育者一人一人がキャリアステージに応じた実践的指導力を身に付けることが、市町村・法人全体の教育・保育の質の向上を高めることにつながります。

* キャリアガイドラインとは
保育者に必要な資質・能力、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の指標を示したものです。

目標② 組織的・計画的な研修の推進

幼児教育・保育施設における管理職のマネジメント能力やリーダーシップの向上を図る研修の充実、職場環境の見直し等に取り組むことを通して、園内・園外において、園や保育者等の課題に応じた研修が組織的・計画的にできるよう研修体制を整え、研修機会の確保に努めます。

基本方針（2）研修内容の充実

目標① 専門性の向上のための研修の充実

保育者のニーズを踏まえた研修の企画等、幼稚園・認定こども園・保育所等や保育者の課題、今日的な課題に応じた研修ができるよう研修方法を工夫したり、学校評価・園評価を生かしたりして、研修内容の充実を図り、保育者の専門性の向上をめざします。

目標② 地域における学び合いの場づくり

研修を通じた他園との情報共有と学び合いの場づくり、地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援等の取組を通して、保育者等が、他園の保育者と情報共有・相互理解を図り、共に学び合うことのできる研修の充実に努め、幼児教育の質の向上をめざします。



幼児期は「遊び」を通して、学びの土台となる資質・能力を身に付ける時期です。小学校等においては、学びをゼロからスタートするのではなく、幼児期に身に付けた資質・能力を生かし、伸ばしながら教科等の学びにつなぐことが大切です。幼保小の円滑な接続をめざす3つの「つなぐ」（「組織をつなぐ」「人をつなぐ」「教育をつなぐ」）をキーワードに、0歳から18歳までの学びの連続性を配慮し、「架け橋期」の教育の充実に努めます。

基本方針（1）連携の体制づくり

目標① 持続可能な連携の体制づくり ～組織をつなぐ～

市町村、園及び小学校等における幼保小連携・接続に係る取組への支援、小学校区等における管理職による連絡協議会の充実と定着等に取り組むことを通して、子どもに関わる全ての関係者が、立場の違いを越えて、子どもの姿を中心に対話しながら、架け橋期の教育を充実できるよう、持続可能な連携の体制づくりに努めます。

目標② 連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

小学校区等の幼保小連携・接続に係る研修会の支援、指導助言（幼保小接続アドバイザー派遣）等に取り組むことを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、子どもの育ち（姿）を語り合ったり、互いの教育内容や指導方法の理解を深められたりするよう、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の教職員等の連携・交流の充実に努めます。



基本方針（2）架け橋期の教育の充実

目標① 架け橋期のカリキュラムへの発展 ～教育をつなぐ～

架け橋期のカリキュラム検討・開発に向けた取組の推進等、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、架け橋期に育成をめざす資質・能力を視野に入れながら、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、架け橋期のカリキュラムの策定に努めます。

2 「架け橋期のカリキュラム」を進める過程で大切にしたいことを共通理解しよう！

子どもの育ち（姿）を中心に対話しよう！

語ろう！ 子どもたちのこと
 実際の子どもの様子と一緒に見る機会をもちましょう。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点に語り合しましょう。
 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期において育みたい資質・能力が育まれている具体的な姿です。

相談しよう！ 期待する子ども像（めざす子ども像）
 市町村・校区でどんな子どもを育てたいか語り合い、定めましょう。この姿をめざして園・小学校等でそれぞれの取組を考えます。

知ろう！ 園のこと・学校のこと
 それぞれに尊重すべき違いがあります。一方が他方に合わせるというものではありません。互いの教育内容・大切にしている指導や支援を知ることが大切です。

つなげよう！ 育みたい資質・能力
 園と小学校等が共通の視点について話し合うことで、指導内容や指導・支援が、具体的かつ系統的につながります。

連続性・一貫性のあるカリキュラムに ～園と小学校等でともに～ 互いに学び合い、カリキュラム・教育方法の改善を進めていきましょう。



鳥取県幼児教育センターでは、「育ちと学びをつなぐ幼保小連続～鳥取県架け橋期のカリキュラムの検討・開発のポイント～」を作成し取り組んでいます。



幼保小の接続の改善ポイント

	これまで	これから
目的	小学校への順応	学びの連続
内容	交流活動	カリキュラム編成
期間	数か月	2年
実施単位	施設単位	地域単位

目標② 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

架け橋期にふさわしい活動の在り方、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育方法の改善等、幼保小の継続的な対話の中で、教育活動を評価し、それぞれの教育を充実するよう努めます。



柱4 子育て・親育ち支援の充実

家庭教育を支える取組を進めよう

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに喜びと自信を感じ、ゆとりをもち安心して子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操、自分自身や命を大切にする心や思いやりの心、社会性や基本的な生活習慣などが育まれます。家庭は、子どもたちの自己肯定感や人格形成において大きな役割を担っており、保護者と共に子どもの育ちを支えていく取組を推進していく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭を支える子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

保護者同士の仲間づくりの支援、地域の人材・資源を活用した親・子の居場所や遊び場づくりを行う市町村を支援等の取組を通して、保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める支援に努めます。

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

家庭教育の重要性の発信等、保護者が家庭教育の重要性について理解を深め、喜びと自信を感じながら子育てができるよう保護者の学習機会の充実に努めます。



家庭教育や子育ての専門的な知識を持つ「家庭教育アドバイザー」を講師として派遣しています。

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

生活習慣の重要性の理解推進等、家庭でのよりよい子育て環境をめざし、家庭や地域と連携して、親と子の望ましい生活習慣の確立を支援するよう努めます。

基本方針（2）子育て・家庭教育支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て・家庭教育支援体制の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等や地域の連携による子育て支援の推進等、保護者の多様なニーズに対応するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制の整備、充実に努めます。

目標② 家庭や地域における子育て・家庭教育支援体制の充実

子育て支援事業の実施等、未就園児のいる家庭や地域における子育てを充実したものにするために、関係機関と連携して子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等が、地域の子育て支援センター的な役割を果たせるようにするとともに、地域の子育て・家庭支援の担い手となる人材の育成や活用に努めます。



柱5 地域とともにある幼児教育の推進

関係機関と連携して取り組もう

子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療など様々な関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。また、県内の市町村における地域の実情に応じた幼児教育の取組を支援するとともに、鳥取の豊かな自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、これからの時代に必要な力やふるさと鳥取に愛着をもった子どもの育成をめざします。

基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係機関の連携・協働

目標① 連携体制の構築

市町村における保育担当課と教育委員会の連携・協働への支援等、県及び市町村における幼児教育関係機関の連携体制を構築します。

目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定・改訂

県教育振興基本計画における幼児教育の内容を踏まえ、市町村では、地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを福祉部局と教育委員会の連携のもと策定・改訂することなどにより、幼児教育の充実に関する施策を効果的に推進するように努めます。

目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

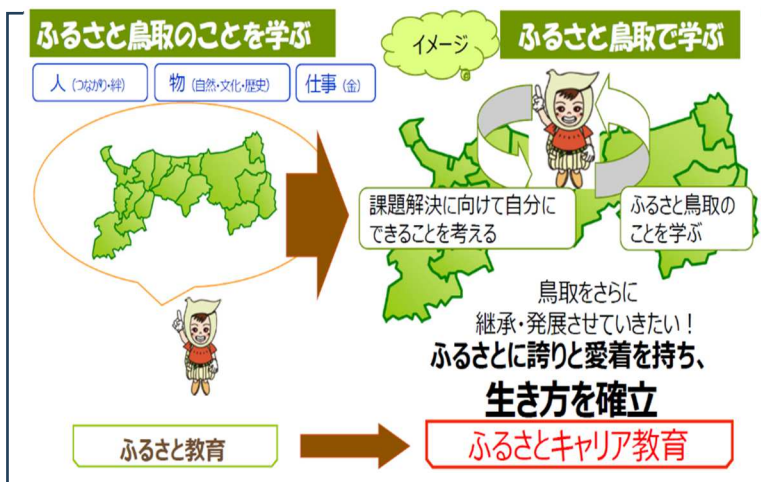
地域のニーズに応じた特色を生かした園づくりに努めるとともに、施設種を超えた保育者等の資質向上に関する支援及び研修会の開催、幼稚園・認定こども園・保育所等の幼児教育に係る相互理解の場の提供等の取組を通して、保育者等が相互に幼児教育について理解を深め、子どもの豊かな経験や学びにつながるよう、幼稚園・認定こども園・保育所等の連携推進に努めます。

基本方針（2）地域とともにある園づくりの推進

目標① 地域資源の積極的な活用

鳥取県における「ふるさとキャリア教育」を推進し、地域の自然に触れたり、地域の人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組を推進します。

ふるさとキャリア教育の充実 鳥取県における「ふるさとキャリア教育」の推進



鳥取県における「ふるさとキャリア教育」のめざす人間像

- 1 ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
- 2 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身に付けた人材
- 3 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
- 4 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

ふるさとキャリア教育に関する系統的な取組の推進



幼児期から高校卒業までの取組をつなぎます



ふるさとキャリア教育を発達段階に合わせて系統的に取り組むよう、幼児期から高等学校までの縦のつながりをもたせています。

目標② 子どもとともに育む地域づくり

地域とともにある園・学校づくりを推進し、全ての子どもたちが、安全・安心に過ごし、豊かに生活することができるよう地域と連携・協働した取組を推進します。

5 鳥取県幼児教育センターの役割と活用

幼児教育の拠点機能の強化を図るため、平成29年4月に鳥取県教育委員会事務局小中学校課内に「鳥取県幼児教育センター」を設置しています。

鳥取県幼児教育センターでは、鳥取県教育振興基本計画に基づき、市町村、園の連携・協力による発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進しています。

《主な業務内容》

市町村、幼稚園・認定こども園、小学校等の教職員等を対象に、以下の内容を柱に取組を推進しています。

- (1) 設置者（市町村・法人等）の支援に関すること
- (2) 調査・研究に関すること
- (3) 園・学校の支援に関すること

《主な支援内容》

鳥取県幼児教育センターには幼児教育担当指導主事、幼児教育支援員、保育専門員、幼児教育アドバイザーが、小中学校課及び東・中・西部教育局に配置されています。各種研修会の開催や、訪問による園の現状と課題の把握、園内研修支援、小学校との連携、情報提供などを通じ、各園、地域の実態に応じた支援を行っています。

- (1) 園訪問による支援
- (2) 幼保小連携・接続への支援
- (3) 研修機会の提供

